

平成30年9月中川村議会定例会議事日程（第3号）

平成30年9月21日（金） 午後2時00分 開議

- 日程第 1 議案第 2号 平成29年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について
 日程第 2 議案第 3号 平成29年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第 3 議案第 4号 平成29年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第 4 議案第 5号 平成29年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第 5 議案第 6号 平成29年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第 6 議案第 7号 平成29年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第 7 議案第 8号 平成29年度中川村水道事業決算認定について
 日程第 8 議案第14号 損害賠償の額の決定及び和解について
 日程第 9 議案第15号 中川村固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第10 議案第16号 中川村固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第11 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
 日程第12 陳情第 3号 国に対して「介護職員の待遇改善を求める意見書」の提出を求める陳情書
 日程第13 発議第 1号 介護職員の待遇改善を求める意見書の提出について
 日程第14 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

- 1番 片桐邦俊
 2番 飯島寛
 3番 松澤文昭
 4番 大原孝芳
 5番 松村利宏
 6番 中塚礼次郎
 7番 桂川雅信
 8番 柳生仁
 9番 鈴木絹子
 10番 山崎啓造

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|------|--------|-------|
| 村長 | 宮下健彦 | 副村長 | 富永和夫 |
| 教育長 | 下平達朗 | 総務課長 | 中平仁司 |
| 会計管理者 | 半崎節子 | 住民税務課長 | 村澤ゆかり |
| 保健福祉課長 | 菅沼元臣 | 振興課長 | 松村恵介 |
| 建設水道課長 | 小林好彦 | 教育次長 | 松澤広志 |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 井原伸子
 書記 座光寺てるこ

平成30年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成30年9月21日 午後2時00分 開議

- 事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) ご着席ください。(一同着席)
- 議長 御参集御苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
日程第1 議案第2号 平成29年度中川村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。
本件は、去る10日の本会議において決算特別委員会に付託してあります。
決算特別委員長から審査結果の報告を求めます。
- 決算特別委員長 委員長報告に入る前に、今回の決算特別委員会におきましては、多方面から多くの質疑が出されました。そして、活発な議論がされました。この多方面の質疑を記録として残すために、報告書につきましては質疑の内容をほぼ掲載してあります。この全文を報告しますと時間がかかりますので、本日は重立った意見のみ報告をします。その他の質疑につきましては、報告書の確認をお願いしたいと思うわけでありまして、それでは、決算特別委員会の報告をします。
9月の10日の本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第2号平成29年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について、9月の12日13日14日18日の4日間にわたり役場第1第2委員会室におきまして委員10名の出席のもと、関係課長、係長に説明を求め慎重に審査を行いました。
審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。
審査の過程で出された質疑、討論について報告をいたします。
総務課、財政係、「地方交付税の減額は人口によるものか。」という問いに対しまして「平成27年度の国勢調査人口が確定したのが平成28年度で、平成29年度に影響した。算出の単価が下がる等の要因があるが、大きく人口が減ったのは平成27年28年である。」との回答でした。
交通防災係、「環境データの雨量計等となっているが、どういった利用をしているのか。」の問いに対しまして「村内で6カ所での測定をしており、データを集積し、ホームページでの公開とCEKからも見られるようになっている。」との回答でした。
庶務係、「公用車の管理には買い取りとリースがあるが、公用車のあり方等について検討した経過はあるか。」ということの問いに対しまして「公用車に特化して研究したことはないが、予算編成の段階では常に話題になっている。最近は補助事業で車両代が入る事業があり、購入では対象にならない場合はリースとしているが、基本は購入としてきた。リースも5年～6年でリースアップとなり、買い取りをしているというのが現状である。」との回答でした。

村づくり係、「広報が住民に読まれているのか、どう利用されているか、データはあるか。」との問いに対しまして「数年前にケーブルテレビの視聴状況とあわせて、どのように読まれているかアンケートをとっている。広報については、幅広い世代で多くの人に読まれている。」との答えでした。

振興課、農政係、「新規就農者にある程度の指導が必要と思うが。」という問いに対しまして「年に2回の就農状況報告の提出義務があり、その書類を見て判断している。」との答えでした。

耕地林務係、「四徳森林体験館は、指定管理者が「わくわくしとく」になってから利用者が増えている。その要因は何か。」との問いに対しまして「インターネットやSNSを使つての宣伝や独自のイベントなどの開催などで利用者が増えている。」との回答でした。この「わくわくしとく」につきましては、総務経済委員会として現地調査を行っております。基本的には活力、「活性化」の「活」でありますけれども、「活かす」「活力」である「活」でありますけれども、「活かす」を基本理念としまして、スタッフの親切な対応、あるいはスタッフの遊び心がSNSあるいは口コミとして拡散し、誘客につながっているとのことが確認できました。

商工観光係、「望岳荘の利用者数が減っている。観光協会としてもいろいろと手を打っていると思うが、これらの対策による効果のチェック機能は。」というふうな問いに対しまして「望岳荘に限らず、宿泊業全体が減少傾向になっている。観光開発株式会社や村でも合宿の受け入れなど対策について考えている。」との返答でした。

建設水道課、建設係、「道路の改良等について、村道1級からその他までの優先順位の考え方は。」というふうな問いに対しまして「1級の主要幹線道路が優先してくる。その他は農道などが多い。舗装が傷んでいる箇所については順次修繕をしている。」との回答でした。

国土調査係は、質疑、討論はありませんでした。

水道係も質疑、討論はありませんでした。

保健福祉課、地域福祉係、「臨時給付金の対象者への通知は全員に行くのか。」の問いに対しまして「該当者には全員通知をしており、申請のない人については再通知、再々通知を出しているもので、漏れはないと思う。」との答えでした。

高齢者福祉係、「緊急通報装置の利用者が年々減ってきている。宣伝としても本人の依頼がないとつけることができないので、家族や近所の人が勧めることも大切では。」というような問いに対しまして「本人の同意がないとつけられず、中にはずっと見張られているようで嫌がる方もいて、利用に結びつかない場合もある。隣近所で声をかけていただき、聞くことも有効なので、あわせて支援を行っていきたい。」というような回答でした。

保健医療係、「予防事業のがんの検診の検査機関は決められたところでないと補助が受けられないのか。」というような問いに対しまして「村の検診の場合は、村と検診機関で委託契約を結んでいるので、村の検診としては、その機関で受診をいただくことになる。償還払い等により受診者の利便性が高まるのではということについては、今

後検討していく。」というような答えでした。

保育所関係につきましては、「「さすまた」を購入しているが、購入の経過と実際に使ってみてどうか。」「現在ある「さすまた」は小さく、女性が多い中で使うのは難しいということで購入することになった。」ということで「大きい「さすまた」だが、女性でも軽くて扱いやすい。」との返答でした。

会計室、議会事務局は、質疑、討論はありませんでした。

教育委員会、学校教育係、「信州型コミュニティ・スクール、キャリアコーディネーターの配置の効果は、どのような変化が出てきているのか。」というような問いに対しまして「キャリア教育以外の部分もやってもらっているが、主に学校と保護者、祖父母の会と連絡をとりながら地域に根差した事業の調整を行ってもらっており、運営上助かっている。」との回答でした。

社会教育係、「男女共同参画計画は第4次となるが、第3次までにどのくらい進んだかの整理はされているのか。」というような問いに対しまして「今回第4次ということで、これまでの検証も含めて業者委託をした。改選前の議員に対しては全員協議会で説明し、計画書も配付した。」ということで「今後5年間で第5次計画をつくらなくてもよくなるのが理想である。」というような回答でありました。

住民税務課、住民係は、質疑、討論はありませんでした。

税務係、「固定資産税の滞納繰越額が増えてきているが。」というような問いに対しまして「増えてはきているが、詳細については精査をしないとわからない。」ということで「古いものについては、不納欠損処理や滞納整理をして徐々に解消してきている。」との返答でした。

生活環境係、「村営住宅の退去時負担の経年劣化については、国土交通省の家主と借り主の退去時の費用負担についてのガイドラインによると経年劣化したものは家主負担となっており、村の入居時の約束事は指針から外れているのでは。」というような問いに対しまして「精査をする。」というような返答がありました。

以上が主立った意見であります。

以上、よろしく審議のほどをお願いいたします。

○議 長

委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○7 番

(桂川 雅信) 決算審査の内容については賛同する立場から一言意見を述べたいと思います。

私の意見は、予算の適正な執行についてです。もともと予算の適正な執行というのは、審査する際は、執行された事業内容まで含んで審査をするというのが本来のあり

方だというふうに私は思っています。例えば国の会計検査ですと、土木構造物の審査をするときには大変細かい内容までその検査が及んでいます。例えば杭の長さの根拠はどうなっているかとか、あるいは土どめの工法はどうしてそういうふうにしたのか、大変細かい内容にまで踏み込んだ検査が行われています。ただ、こういった検査は、村の決算審査の議会側がやるということは到底無理な話ですので、こういう検査の中身そのものは、本来、行政側が執行する立場のときに、この予算の執行の適正な内容であるかどうかという内部で検討していただかなければならないというふうに私は思っています。ただ、その際に村の今の役場の体制ですと、例えば土木建築物の構造物のような場合、あるいは機械設備などの施設の工事などの場合は、なかなか専門家の方が内部の人材としては育っていませんので、あるいはそういう形で人材を蓄えていないので、なかなかこういう検討は難しいんじゃないかというふうに思っています。例えば、その専門職でなければそういう最終的な評価ができない場合はどうするかということ一度御検討いただいたほうがいいんじゃないかなあというふうに思います。予算の適正な執行ということを考えれば、例えば100円の買い物をするときに110円で買わされていないかどうかということ、もう一度内部で、これは検討する必要があるというふうに私は思っています。この検討が内部では難しいのであれば、第三者の信頼のおける個人や、あるいは団体に、そういうことを投げかけるということも私はあっていいんじゃないかなあと思います。先ほど申し上げたように、例えば100円の買い物を110円で価格が出ているんじゃないかどうかということ、一回審査してもらおうというときに、それが例えば1円か2円と多目にかかったとしても、現実的には村民にとっては非常に有益ではないかというふうに私は思っています。つまり、予算の適正な執行ということを考えれば、内部に専門家がない場合、こういった内容をきちんと精査する、あるいは審査するシステムを内部に持っていたほうが、内部でなければ、あるいは外部にシステムづくりをしておいたほうがいいんじゃないかというふうに私は思っています。実は、こういうシステムを内部にちゃんと持っているということは、変な例ですけれども、贈収賄事件を未然に防止するという意味でも非常に重要でありまして、行政内部での不祥事を未然に防止するという意味でも、私は大変有益であるというふうに思っていますので、ぜひ、次年度以降、御検討いただければというふうに思っています。

以上です。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

○6 番

(中塚礼次郎) 私は、平成29年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論をいたします。

29年度の決算の詳細については慎重に審査をいたしました。

また、監査報告の審査総括意見の中でも「厳しい財政状況の中、健全な財政運営に配慮しつつ自立の村づくりや村民要望に応えるべく各分野における事業などの取り組みを着々と進めていること」の評価が報告されました。理事者を初め職員の皆さんの大変な努力に対して敬意を表します。

「一人ひとりの元気が活きる美しい村“なかがわ”」、中川村第5次総合計画の最終年度となる2019年を目指して具体的な取り組みが進められます。また、村の目指すべき将来像とそれを実現するために必要な施策等の基本的な方針を定めた長期的、総合的な計画となる中川村第6次総合計画の作成に向けた取り組みも始まりました。村民の要望や期待にどう応えていくか、力強い取り組みを引き続き期待をいたしまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

なお、これから行う各決算の採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 着席ください。(起立者着席) 全員起立です。したがって、議案第2号は認定することに決定しました。

日程第2 議案第3号 平成29年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第3 議案第4号 平成29年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 議案第5号 平成29年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

を議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。

本件は、去る10日の本会議において決算特別委員会に付託してあります。

決算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

○決算特別委員長 9月10日の本会議において決算特別委員会に付託されました議案第3号 平成29年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月14日、役場第1第2委員会室において委員10名全員の出席のもと、担当課長、係長の説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論について報告いたします。「特定健診は実施率によりペナルティーがあるが、自分で病院を受診してそれぞれの検査の結果が出ていたため特定健診を受けない場合、未受診となってしまう。かかりつけ医師に証明等をしてもらって受診したことになることはできないか。」というような問いに対しまして「特定健診の健診結果を提出していただければ健診を受けたことになる。」との回答でした。

続いて、9月10日の本会議において決算特別委員会に付託されました議案第4号

平成29年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月14日、役場第1第2委員会室において委員10名全員の出席のもと、担当課長、係長の説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論について報告いたします。「介護予防の日常生活支援総合事業の地域リハビリテーション活動支援事業の参加者は女性が多く、男性はほとんど参加していない。男性が参加しやすい仕組みを考えたらかどうか。」という問いに対しまして「機能回復教室は男性と女性を分けて開催しているが、やはり男性の参加は少ない。男性の教室には女性の先生、女性の教室には男性の先生にするなど工夫をしている。家から出てきてみんなと話をすることも大きな目標なので、今後も参加しやすいように工夫をしていきたい。」との返答でした。

9月10日の本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第5号 平成29年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、9月14日、役場第1第2委員会室において委員10名出席のもと、担当課長、係長の説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論はありませんでした。

以上、審議のほどよろしくお願います。

○議長 委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず議案第3号の採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 御着席ください。(起立者着席) 全員起立です。したがって、議案第3号は認定することに決定しました。

次に議案第4号の採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 御着席ください。(起立者着席) 全員起立です。したがって、議案第4号は認定することに決定しました。

次に議案第5号の採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長 御着席ください。(起立者着席) 全員起立です。したがって、議案第5号は認定することに決定しました。

日程第5 議案第6号 平成29年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 議案第7号 平成29年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

を議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本件は、去る10日の本会議において決算特別委員会に付託してあります。

決算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

○決算特別委員長 9月10日の本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第6号 平成29年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月の13日、役場第1第2委員会室において委員10名の出席のもと、担当課長、係長の説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論について報告をいたします。「公共下水道の総処理数量について、晴天時の汚水量と雨天時の汚水量を把握しているのか。それを把握していないと健全な経営はできないのではないか。」という問いに対しまして「総処理数量についてはデータをとっているが、雨天時の汚水量については把握していない。今後の課題として研究していく。」との回答でした。

9月10日の本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第7号 平成29年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月13日、役場第1第2委員会室において委員10名の出席のもと、担当課長、係長の説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論について報告をいたします。「汚水処理原価が500円を超えるというのは大変高い。歳入に対する一般会計からの繰入額も74%となっており、経営上の対策を講じる必要があるのではないか。」という問いに対しまして「地形が起伏に富んでいるのでポンプを使う必要があったりする。近隣町村を含めての検討が必要と思う。汚泥を減らすため電気料がかかるが、ことし太陽光発電を取り入れて経費削減を図っている。」との返答でした。

以上、審議のほどよろしく願います。

○議長 委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○7番 (桂川 雅信) 冒頭に私は、今回の2つの下水道事業について決算を承認いたしましたけども、長年の経過もありますし、これまでの経過と、それから慣習もあります。それから、今回の問題は、これから申し上げますけども、現職の建設水道課の皆さんの責任でもありませんので、私は、下水道事業決算は承認といたしました。ただ、これから私申し上げる意見は、次年度に向けてぜひ検討していただきたいというふうに思っています。

今回の2つの決算資料の中で、実は、経営自体、余りよく理解できませんでした。特に有収水量の記載がありませんでした。水道事業のほうは有収水量や有収率の記載はきちんとされていますけども、2つの下水道事業については有収水量の記載がありませんでした。下水道事業は、もともと受益者負担が原則でありますから、有収水量の明記は、村民に対する責任の上でも私は必須項目であるというふうに思っています。

総務省が発行する公営企業年鑑がありますけども、この公営企業年刊に発表されている中川村の有収水量は、ここでは記載されています。実は、この中川村の有収水量が記載されている中身3つの事業、3つってというのは小規模下水道に農集を分けていますけども、どれも有収率が99%になっていまして、私は個人的に実は試算をしてみましたけれども、実態を反映していないというふうに私は思っています。つまり、余りよくわからないのですね、実態は。経営実態がよくわからない。今の村の水道事業のシステムから——これは水道のほうです。上水道のシステムからいいますと、処理区別の有収水量を把握することはそれほど困難ではないというふうに思っています。ぜひ、これまでのいきさつにこだわらないで、勇気をもって実態を解明してほしいというふうに私は思っています。2年後には下水事業は公営企業会計に移行するというふうに聞いております。こういった有収水量がどれぐらいなのかと、あるいは有収率はどうかということを経営上の問題として解明していかないと、企業会計への移行は大変難しくなっていくというふうに思います。この意味では、私は行政と議会が一緒になって取り組む必要があるんじゃないかというふうに思っています。ぜひ、次年度に向けて御検討いただきたいと思います。

以上です。

○議長 ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず議案第6号の採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長 御着席ください。(起立者着席) 全員起立です。したがって、議案第6号は認定することに決定しました。
次に議案第7号の採決を行います。
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長 御着席ください。(起立者着席) 全員起立です。したがって、議案第7号は認定することに決定しました。
日程第7 議案第8号 平成29年度中川村水道事業決算認定についてを議題とします。
本件は、去る10日の本会議において決算特別委員会に付託してあります。
決算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

○決算特別委員長 9月10日の本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第8号 平成29年度中川村水道事業決算認定について、9月13日、役場第1第2委員会室において委員10名出席のもと、担当課長、係長の説明を求め慎重に審査を行いました。
審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。
審査の過程で出された質疑応答について報告いたします。「有収率を8割以上とすることは、経営を考える上で重要なテーマである。主な原因は漏水と認識されていると思うが、漏水をどこから防止していくのか、10%上げるにはどれだけ費用がかかるか計算をしてみたらどうか。」という問いに対しまして「そのような取り組みは必要だと思う。」というような回答がありました。
以上、審議のほどよろしくお願いをします。

○議長 委員長報告を終わりました。
これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。
これから議案第8号の採決を行います。
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長 御着席ください。(起立者着席) 全員起立です。したがって、議案第8号は認定することに決定しました。
日程第8 議案第14号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第14号について説明を申し上げます。
村道大草桑原線の倒木による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により本案を提出するものであります。
事故発生日時は平成30年6月12日午後5時ころであります。
事故発生場所は、中川村大草、村道大草桑原線の小渋ダム展望台より松川インター大鹿線に寄ったところ、よって小渋の真上あたりになります。
相手方の住所、氏名は記載のとおりで、被害車両はダンプトラックであります。
事故の概要であります。同日、6月12日の午後2時30分ころ県道松川インター大鹿線の渡場地区付近でのり面の崩落があり、一時全面通行どめとなりました。このため、大鹿方面から来た当該車両は村道大草桑原線に迂回しましたが、カーブを通過した直後に山側のり面から道路上に傾いていたアカマツに荷台の鳥居部分と助手席側の屋根付近を接触したものであります。
損害賠償額は82万5,660円です。
以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。

○8番 (柳生 仁) 今説明があったわけですけど、このものに松の木が「傾いて来た」ということを書いてあるんで、ちょうど通過するときに傾いてきたのかどうかということと、これ村有林なのかどうかということ伺います。

○総務課長 議案には「傾いて来た」と表現をしておりますが、倒木自体は、この事故発生時よりもしばらく前に、そのような状態になっていたものと推測されます。
なお、約45度ほどに傾いておりましたので、普通車であれば、気をつければ通行することができておったというふうに解釈をしております。

○8番 (柳生 仁) そうすると、ダンプカーの運転手が前方不注意だったというふうに理解していいんですか。傾いておったところへぶつかったとなると。すみません。

○総務課長 そういった要素もあったのかもしれませんが、非常に狭い道でありまして、先ほど説明申し上げましたとおり、カーブを曲がってすぐに出てきた所だということと、やはり、余り地元の方のそういった道路を通りなれない方であるということもありまして、普通の感覚で走ってしまわれたことが原因かなあというふうに思います。
いずれにしても、両方、双方の保険会社の協議によって、村側の額がこのとお

り確定したというものであります。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これで質疑を終わります。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。
日程第 9 議案第 15 号 中川村固定資産評価審査委員会委員の選任について
を議題とします。
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 長 提案理由の説明を求めます。

○村 長 議案第 15 号、中川村固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案理由を説明申し上げます。
氏名は北島眞。
生年月日、住所は議案に記載のとおりでございます。
経歴等につきましては履歴書をごらんいただきたいというふうに思っております。
任期につきましては、本年 9 月 25 日から 3 年間でございます。
現在、固定資産評価審査委員会委員をお務めいただいております富永義彦さんが本年 9 月 24 日をもって任期満了となります。4 期 12 年の長きにわたってお務めをいただきましたけれども、今回、御都合により勇退されることになりました。
北島さんにつきましては、固定資産評価についての学識、経験の豊かな方ですので、固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定によりまして議会の同意をお願いするものでございます。
御審議の上、御同意を賜りたく、よろしく願いをいたします。

○議長 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
なお、この採決は起立によって行います。
本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長 長 御着席ください。(起立者着席) 全員起立です。したがって、議案第 15 号は同意することに決定しました。
日程第 10 議案第 16 号 中川村固定資産評価審査委員会委員の選任について
を議題とします。
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 長 提案理由の説明を求めます。

○村 長 議案第 16 号、中川村固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案理由の説明を申し上げます。
氏名は藤木孝人。
生年月日、住所は議案に記載のとおりでございます。
経歴等につきましては履歴書をごらんいただきたいというふうに思います。
任期は本年 11 月 1 日から 3 年間でございます。
現在、固定資産評価審査委員会委員をお務めいただいております湯澤幸一さんが本年 10 月 31 日をもって任期満了となり、6 期 18 年の長きにわたりましてお務めをいただきましたけれども、今回、御都合により勇退されることになりました。
藤木さんにつきましては、固定資産評価についての学識、経験の豊かな方でございます。まして、固定資産評価審査委員会委員として選任をいたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。
御審議の上、御同意を賜りたく提案申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
なお、この採決は起立によって行います。
本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

○議 長 [賛成者起立]
御着席ください。(起立者着席) 全員起立です。したがって、議案第 16 号は同意することに決定しました。

日程第 11 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
を議題とします。
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○村 長 人権擁護委員の推薦につきまして意見を求めることについて説明を申し上げます。
人権擁護委員の委嘱につきましては法務大臣により行われておりますが、人権擁護委員法により、市町村長は法務大臣に対し人権擁護について理解のある者を議会の意見をお聞きして推薦しなければならないというふうにされております。

今回は 1 名の委員が本年 12 月末に任期満了となります。長野地方法務局長から時期委員の候補者につきまして推薦依頼がありました。現委員であります下平裕司さんを再任として推薦したいものでございます。

氏名は下平裕司。
生年月日、住所は議案に記載のとおりでございます。
経歴等につきましては履歴書をごらんいただきたいと思います。

下平さんは、長年教育現場に携わってきた知識をもとに人権擁護委員として活躍をいただき、人格、識見とも高く、最適任者であると存じますので、議会の同意を得て推薦してまいりたいと思いますので、よろしく御審議をお願いします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。
お諮りします。
本件は、これを適任者として答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 異議なしと認めます。したがって、諮問第 1 号は適任者として答申することに決定しました。

○議 長 日程第 12 陳情第 3 号 国に対して「介護職員の待遇改善を求める意見書」の提出を求め陳情書を議題とします。

○厚生文教委員長 本件は厚生文教委員会に付託してあります。
厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。
厚生文教委員会陳情委員長報告書。
陳情第 3 号 国に対して「介護職員の待遇改善を求める意見書」の提出を求める陳情書。
去る 9 月 10 日、議会本会議において厚生文教委員会に付託されました国に対して「介護職員の待遇改善を求める意見書」の提出を求める陳情、9 月 12 日、役場第 2 委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査いたしました。
審査の結果、委員全員の賛成で採択すべきものと決しました。
陳情の趣旨は次のとおりです。
超高齢化社会を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっております。厚生労働省が発表した介護人材受給推計では、団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年には 37.7 万人が不足と言われております。職員の不足に加えて、介護報酬削減により、全国はもとより、上伊那地域で事業所を閉鎖するなどの事例が相次いでいます。低賃金や労働条件の悪化による離職も後を絶ちません。
介護現場における人材確保・離職防止の実質的な対策や安全・安心の介護体制の確立は、国が責任を持って行うべきです。人材不足の解消、介護制度の充実を図るためには、介護報酬の引き上げが欠かせません。同時に、報酬引き上げに伴う負担を自治体や被保険者に負わせることも重要です。
審査の結果、全員の賛成で採択となりました。意見書をつくり今定例会に提出することになりました。
審査の過程で出され意見は次のとおりであります。
賛成意見、「3K の現場、今は文言が変わってきて介護職の新 3K と言われておりますが、若い方たちも頑張っている。介護を支える職員が希望と自信を持って仕事ができるよう、待遇改善をするべきだ。」「介護をする人たちがもっと働けるように。」「全国的に介護の仕事は大切と思っている。賃金が安過ぎる。」「陳情どおり事業所で厳しいところがある。親が介護でお世話になった。送り迎えなど、必要な財政措置を国でもらいたい。」「隣にも介護施設がある。家族も介護の職場をしている。大変のようだ。」などです。
以上、慎重な御審議をお願いします。

○議 長 委員長報告を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。

○9 番 (鈴木 絹子) 賛成討論をします。

介護職場は、建設、土木、看護などの職場と一緒に、きつい、汚い、危険という3K職場と言われてきましたが、最近では、それに加えて、帰れない、厳しい、給与が安い、結婚ができない、休日出勤が多いなどと言われ、新3Kとか5Kとかとも言われているそうです。

介護職場では、身近で若い人がよく頑張ってくれています。その人たちの給与が平均給与に対して10万円も低いということは本当におかしいと思います。

これから介護を必要とする人がますます増える中で、介護される人も介護する人も人間らしくあるために、介護を支える職員が希望と自信と生きがいを持って働き続けられるように願うものです。

以上、この陳情の賛成討論とします。

○議長 ほかにも討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第13 発議第1号 介護職員の待遇改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○5番 (松村 利宏) では説明いたします。

介護職員の待遇改善を求める意見書

超高齢化社会を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。厚生労働省が発表した介護人材受給推計では、団塊の世代が75歳以上になる2025年には37.7万人が不足するとしています。人材不足は、地域の介護施策にも深刻な影響を与えるため、自治体としても看過できない問題となっています。職員不足に加えて、介護報酬削減により、全国はもとより、上伊那地域でも事業所を閉鎖するなどの事例が相次いでいます。低賃金や労働条件の悪化による離職も後を絶ちません。

本年度、介護報酬が0.54%のプラス改定がされましたが、2015年のマイナス2.27%を取り戻す水準ではなく、介護事業所の経営悪化や介護職員のさらなる離職が懸念されます。

介護職員の人材確保、離職防止を進めていく上で労働環境の整備が重要であることは、2007年に改定された社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（福祉人材確保指針）でも示されているとおりです。しかし、福祉人材

確保指針が改定された以降も介護労働者の労働環境が改善されたとは言いがたい状況です。調査でも介護施設の正規職員でも賃金は全産業労働者よりも月給平均10万円も低くなっています。

介護現場における人材確保、離職防止の実質的な対策や安全・安心の介護体制の確立は、国の責任で行うべきです。人材不足の解消、介護制度の充実を図るためには、介護報酬の引き上げが欠かせません。同時に、報酬の引き上げに伴う負担を自治体や被保険者に負わせないことも重要になります。

以上の趣旨から、介護現場で働く職員の待遇を向上させて介護制度の持続性を確保するため、次の事項につき要望します。

- 1、介護現場で働くすべての介護職員の待遇改善策を講じ、全産業労働者並みに賃金水準の引き上げを図ること。
- 2、介護職員の待遇改善を保障するため介護報酬の引き上げを行うこと。
- 3、介護職員の待遇改善に当たっては、利用者や地方自治体に負担を求めず、介護保険財政に対する国の負担割合の引き上げを含め必要な財政措置を講ずること。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第14 委員会の閉会中の継続調査について

を議題とします。

議会運営委員長、総務経済委員長、厚生文教委員長から、議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありません。

お諮りします。

本件について、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査と

○村 長

することに決定しました。

これで本定例会の会議に付された事件の審議は全て終了しました。

ここで村長のあいさつをお願いします。

長期間にわたります議会、大変お疲れさまでございました。

本議会に提出し既に可決をいただきました中川村税条例の一部を改正する条例、平成30年度一般会計補正予算及び4つの特別会計補正予算に続きまして、平成29年度の一般会計歳入歳出決算、5つの特別会計歳入歳出決算並びに水道事業決算等7議案全てを承認いただきました。改めてお礼を申し上げます。

決算特別委員会の中で出されました質問事項、それから本日の意見、こういったものに関しまして事業執行上の課題として捉えております。関係部署におきまして検討し、30年度の予算執行、事業実施に生かしてまいりたいというふうに考えております。

また、本日提出をいたしました損害賠償についての議案の可決をいただいたこと及びお二人の固定資産評価審査委員会委員の任命同意、人権擁護委員の諮問につきましても御同意を賜りましたことについても、あわせてお礼を申し上げます。

議会開会中ではありましたが、9月15日の深夜に行方不明者の捜索協力の依頼が駒ヶ根警察署からありました。四徳地籍において消防団を出動し、中川村猟友会の協力のもと捜索を行いまして、捜索開始から2時間後に発見をいたしました。団員の介助で下山をし、救急車で病院に搬送をいたしました。経過を見るために2日間の入院の後、無事退院されたこと、ご家族からお礼のごあいさつとともに報告がありました。9月に入りましてから1日置きに雨が降っておりまして、稲刈りなど順調に進まない農家の歯がゆさはあるところでもありますけれども、山の恵みは豊かなものが期待できるとのことで、入山者が多くなるものと予想されます。入山時の注意をエコーシティー・駒ヶ岳を通じての放送、上伊那地域振興局林務課を通じて行っております。隣町では熊も捕獲されたとのことで、この点の注意も行っておるところでございます。

北海道厚真町を震源とする地震では、全道が停電になり、電力回復がおくれたことが暮らし、産業に大きな影響を与えております。自宅療養をされている方々の電気の確保が問題になっているようであります。緊急避難施設等に自家発電装置を備えてはありますけれども、広く電源確保できる手段も今後あわせて考えていかなければならないというふうに考えております。

今回5人の議員の皆さんから防災対策についてご質問をいただきました。土砂災害発生、天竜川洪水想定時の一人も取り残されることのない避難をするための早目の行動の徹底など、改めて各地区と話し合いを詰め、一人一人が避難行動の発令の意味を理解し、早目の避難行動ができるように、このことを確認してまいります。

ことは村発足60年の節目の年を迎えております。60年の経過を振り返るとともに、将来の中川村の持続的な発展を考える機会と位置づけております。さまざまな催しもその機会の一つと考えておりますけれども、今月末の30日には信州ながわ陣馬形山ヒルクライム大会を企画しております。ロード・クロス自転車参加者、一般のエンジョイできる部門の申し込み者、合わせて190人のエントリーがされております。

信州ながわハーフマラソンに比べると規模は非常に小さいわけではありますが、陣馬形山を初め美しい村中川を宣伝する機会と捉え、実行委員会の皆さん全員張り切って準備を進めてもらっております。10月20日は60周年記念式典があります。こちら関係各位にご案内を発送いたしておるところでありまして、関係する企画事業を一つ一つ成功させてまいりたいと考えております。

今後も、議員各位の厳しくも温かい目でご意見、ご提案くださいますよう改めてお願い申し上げます。閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議 長

これで本日の会議を閉じます。

以上で平成30年9月中川村議会定例会を閉会とします。

お疲れさまでございました。

○事務局長

御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時08分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____